

譲渡所得課税における納税協力

東京大学助教授 増井 良啓

I 本稿の概要

本稿の目的は、個人の譲渡所得課税について、納税協力 (tax compliance) の角度から、問題状況を整理し、改善すべき点を指摘することにある。

この問題について論ずる際には、つぎのジレンマに配慮しなければならない。すなわち、一方で、適正かつ公平に法令を適用するためには、個人の取引情報を課税庁が効果的に収集し管理する必要がある。しかし他方で、情報提供義務を課されると、納税者の納税協力コストが大きくなる。税制による過度の干渉は、市場における自由な取引を阻害するおそれすら生ぜしめる。この困難なジレンマに配慮しつつ、着地点を探る必要がある。

以下、IIで、譲渡所得という所得分類について、納税協力の観点から一言する。IIIで、関連する規定を概観し、最近の調査事績を紹介する。IVで、有価証券の譲渡について、政策論議の流れをおさえた上で、改善すべき点を指摘する。

なお、本稿作成に用いた資料の基準時は、2002年3月末である。

II 譲渡所得と納税協力

1 実現主義・納税協力・譲渡所得

現行所得税法は、実現主義を原則としている。そのため、資産の値上り益は、資産価値の上昇が発生した年度に課税されるのではなく、譲渡の時点において譲渡所得として課税される⁽¹⁾。つまり、譲渡所得という類型は、実現主義の産物なのである。

ところで、実現主義をとる理由は、資産の時価評価が困難であること、および、納税者が納税資金を用意できないこと、にある⁽²⁾。資産評価の困難や、納税資金の調達は、納税協力の問題である。ゆえに、譲渡所得というカテゴリーが存在すること自体、納税協力上の考慮によるところが大きい、とみることができる。

2 例示

このことを、金融資産から生ずる各種所得を例にとり、もうすこし具体的に考えてみよう。

現行所得税法上の所得分類には、少なくともふたつの異なる切り分けの軸がある⁽³⁾。第1は、所得を生み出す原資産に着目した分類である。たとえば、国債のリターンは利子所得とされ、株式のリターンは配当所得とされる。第2は、実現主義に由来する分類である。たとえば、株式の値上がり益や値下がり損は、譲渡時に譲渡所得の枠内で課税に反映される。

この2つの切り分けの軸が交錯する結果、トータル・リターンで見ると、ややおかしな結果が生ずる。いまここに、株をもっている人がいたとする。その人が、配当を100受け取る。同時に、配当落ちにより、株価が下がる。いくら下がるかは状況によるが、ここでは100下がったとする。このとき、この人の経済的にみた所得はゼロである。100のキャッシュを受け取ったが、株の資産価値が100だけ下がったからである。しかしながら、現行所得税法

の下では、100がキャッシュ流入の形で「実現」したとみて配当所得に課税する。他方、株価値下がり分100については、「未実現」であるため、控除を繰り延べる。つまり、配当というインカム・ゲインのみを切り出して課税し、未実現の譲渡損を繰り延べるというのが、配当所得と譲渡所得の区分が意味するところである。

これに対し、実現主義を廃棄し、発生ベースで課税すると、譲渡所得という類型は消滅する。たとえば、債券についてOIDルールを導入し、債券の現在価値増加分を各年に課税することにすれば、利子所得と譲渡所得⁽⁴⁾が合体する。また、株式について発生ベースで課税すると、配当所得と譲渡所得が合体するだけでなく、さらに、法人税については、これを廃止するか（組合方式）、個人所得税の源泉徴収として純粋な前取りにする（カーター方式）、といった方向に向かう。

もっとも、個人所得税において実現主義を廃棄する、というのは、現時点では必ずしも実現可能性の高くない方向である。前述したとおり、時価評価の困難と納税資金の確保という問題が残るからである。評価の困難は、閉鎖会社の株式や、外国事業体の持分、集合投資スキーム、保険証券、年金受給権といった各種金融資産について、つぎつぎとあらわれる。納税資金の問題を解決する便利な策は、支払いの時点において天引きして納税することであるが、発生ベースの課税は源泉課税と相性が良くない。

このように、納税協力上の限界があるため、実現主義を維持することが必要になる。そのために、譲渡所得というカテゴリーが残るのである。

3 補 足

なお、実現主義については、もうすこし異なった観点からの位置づけが可能なかもしれない。それは、個人の自由ないし私的領域の確保という観点である⁽⁵⁾。

実現主義を完全に廃棄し、発生ベースで課税を行うためには、個人の保有する資産情報を管理したうえで、年度ごとにその時価を評価し、課税に反映

させなければならない。そのためには、個人ごとに保有資産のストックを漏れなく洗い出した上で、年度ごとのフローを正確に把握し、加算減算しなければならない。それを可能にするには、かなり大がかりな仕組みが必要となる⁽⁶⁾。そのため、米国においても、発生ベースの課税の下では、課税庁に対してあまりに多くの納税者情報を委ねることになるのではないかと、という問題が指摘されている⁽⁷⁾。また、ドイツでは、かねてより市場所得説が展開してきたが⁽⁸⁾、その内容のひとつとして、私有財産権の保障を強調し、そこから実現主義を導き出すという構成が紹介されているところである⁽⁹⁾。

実現主義と自由との関係については、さらに検討すべき点があると考えられる。ここでは、前述1のように解しておきたい。ただし、実現主義を採用している現行所得税法の下でも、すでにして、課税庁は納税者個人に関する多くの取引情報を把握せねばならないことに注意が必要である。

III 譲渡所得の調査事績

1 譲渡所得の課税に必要な取引情報

譲渡所得の課税には、多くの情報を必要とする。所得税法33条（譲渡所得）だけをとってみても、少なくともつぎの情報なしには、これを適用することができない。

- 譲渡のあったこと
- 譲渡の時期
- 譲渡人は誰か
- いかなる資産か
- 総収入金額はいくらか
- 取得費はいくらか
- 譲渡費用はいくらか
- 取得の時期はいつか

そこで、所得税法は、納税者が申告によって税額を確定することを建前としつつ、つぎのような規定を置いて、課税庁が取引情報を収集できるようにしている。

- (1) 不動産等の譲受けの対価の支払調書（所得税法225条1項9号，所得税法施行規則90条）。昭和36年導入。
- (2) 株式等の譲渡の対価の支払調書（所得税法25条1項10号，所得税法施行規則90条の2）。昭和63年導入。
- (3) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知（所得税法224条の3，所得税法施行令341条ないし344条，所得税法施行規則81条の18以下）。昭和63年導入。
- (4) 質問検査権（所得税法234条）。

2 譲渡所得の調査事績

2002年1月、国税庁の記者発表によると、平成12事務年度における譲渡所得の調査事績は、以下のようなものであった⁽¹⁰⁾。

「1(1) 平成12事務年度（平成12年7月～平成13年6月）における譲渡所得の調査は、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少と認められるものや申告義務があると認められるにもかかわらず申告書の提出がないもの22,054件（前年度25,346件）について実施した。

(2) 調査を行った結果、申告漏れがあった件数は14,342件（前年度16,532件）で、申告漏れのあった件数の調査件数に占める割合は65.0%（前年度65.2%）である。

申告漏れ所得金額は1,730億円（前年度1,853億円）であり、これを調査1件当たりでみると、785万円（前年度731万円）である。

(3) また、申告漏れのあったもののうち、仮装、隠ぺい行為があったことから重加算税を賦課した件数は889件（前年度1,338件）で、不正所得金額は79億円（前年度120億円）である。

2 平成13事務年度における譲渡所得の調査についても、不動産等の売

買情報のほか、株式の譲渡資料など、あらゆる機会を利用して収集した各種資料情報を活用し、申告のないもの又は申告額が過少であると認められるものについては、的確な調査を実施することとしている。」

3 刑事裁判例にみる具体例

個人が譲渡所得を申告せず、刑事責任が問われた例を、ひとつみておこう。

東京地判平成7年3月22日税務訴訟資料234号1925頁は、株式の譲渡益が被告人に帰属するとされ、実刑が科された例である⁽¹¹⁾。この事案では、遁脱額が高額であり、被告人は還付まで受けており、遁脱率が極めて高かった。そして、被告人は、懲役2年及び罰金1億2,000万円の刑に処された。

争点となったのは、会社株式の譲渡益が、オーナーである被告人個人に帰属するか、それとも、被告人の経営する別法人に帰属するかである。この点について、判決は詳細に認定を下している。その過程において、「国税査察官作成の調査書によれば、被告人は、国税局による調査の段階において、株式譲渡益が自己に帰属することを認めていたと窺うことができる」として、公判廷での被告人の供述を「到底信用できない」と退けている。

4 局面の整理

以上から明らかなように、譲渡所得における納税協力は、さまざまな局面で問題になる。譲渡の基因となる資産に着目して、簡単に整理しておこう。

第1に、不動産の譲渡について。ある特定の個人が、大量かつ継続的に不動産を譲渡し、譲渡所得を得るということは、あまり生じない。そのような場合には、事業として不動産の造成や販売にあたっていることが多く、事業所得が生ずることが多いからである。事業所得者の納税協力については、青色申告（所得税法143条以下）や、事業所得者の帳簿書類備付け（231条の2）、事業所得に係る総収入金額報告書（231条の3）といった規定によって、納税環境の整備を図るべきであろう。これに対し、個人が不動産を譲渡して譲渡

所得を得るという場合には、マイホームを売却するといった具合に、1回限りのスポット取引であることが典型的と思われる。この場合、通常、登記簿から取引情報を得ることが期待できる⁽¹²⁾。また、不動産業者を介した取引については、業者の申告における手数料の把握などを端緒として、取引の存在が明らかになることも多いことであろう。問題は、家族間の取引のように、登記名義を移転せず、贈与や賃貸借などと区別のつきがたい事案である。これについては、申告納税制度における一般的な申告水準向上の問題として対処する以外にない。

第2に、有価証券のうち、閉鎖会社⁽¹³⁾の発行するものについて。たとえば、同族的閉鎖会社のオーナーが会社株式を譲渡する場合などが、その典型例である。これについては、株式の評価が難しいだけでなく、そもそも取引があったかどうかの事実認定が困難である。納税協力の向上のためにおそらく最も肝心の正攻法は、株式会社法や有限会社法において経済実態と法規制との乖離をなくし、支配や経営の透明化を図ることである。その上にたつて、所得税法の執行としても、株主名簿や社員名簿の名義書換から情報を得て、譲渡の有無を知ることができることになる。

第3に、有価証券のうち、公開会社や国の発行するものについて。たとえば、上場株式や店頭登録株式が典型例である。これらについては、大量かつ瞬時の取引を阻害しないような納税協力上の工夫が必要である。また、国境を越えた取引がなされることも多く、しかも取引環境が電子化していることから、執行上の特有の課題を生む。これらの有価証券については、むしろ、金融所得課税の一部として論ずべきであろう。納税協力の面で、預貯金や保険など、他の金融資産と共通の問題が多いからである。また、譲渡所得のみならず、利子所得・配当所得・雑所得などに共通の問題が多いからである。なお、国債や社債については、流通市場が整備されつつあるが、譲渡所得は非課税とされている（租税特別措置法37条の15）。

以下では、このようなさまざまな局面の中でも、とくに上場株式の譲渡所得課税をとりあげて、論を進める。

IV 有価証券の譲渡所得に関する議論

1 株式等の譲渡益課税のあり方をめぐる政策論議

株式等の譲渡益課税のあり方をめぐっては、周知のように、活発な議論がなされてきた⁽¹⁴⁾。そして、その鍵を握ってきたのは、納税協力に関するインフラストラクチャーであった。以下、議論の流れを簡単に概観したうえで、改善すべき点をいくつか指摘する。

2 昭和63年抜本改革による源泉分離選択課税方式の採用

昭和63年（1988年）の抜本改革によって、個人の株式等譲渡益は原則として課税することとされた⁽¹⁵⁾。当時の「改正税法のすべて」は、大要つぎのように記している⁽¹⁶⁾。すなわち、政府税制調査会では、有価証券等譲渡益に対する具体的な課税方式として、

- 総合課税方式
- 申告分離課税方式
- 源泉分離課税方式
- 源泉分離選択課税方式

の4つが取り上げられ、比較・検討が行われた。そして、昭和63年4月の中間答申では、「少なくとも当面の措置としては源泉分離選択課税方式が妥当で、現実的であるとする意見が大勢を占めた」と記された。総合課税方式等を採用することについては、つぎの問題が指摘されたからである（下線は増井による）。

- ① 有価証券取引を把握する体制を整備しないまま総合課税方式を採用するとかえって実質的な公平確保の面で問題が生じること。
- ② 総合課税に移行することによる急激な税負担の変動が証券市場に多大な影響を及ぼすことになりかねないこと。
- ③ すべての投資家に適正な取得価額の計算等を期待することには無理が

あること。

ここからは、譲渡所得の把握体制が政策論議の上で大きな意味をもっていたことがよく分かる。①に下線を付したように、取引の把握体制が不十分であることが、総合課税の問題点とされていた。当時、税制調査会は、納税者番号等検討小委員会を設けており、そこでの検討の推移を見守ろうという考慮も存在した。ちなみに、納税者番号等検討小委員会は、昭和63年（1988年）12月と平成4年（1992年）11月に、それぞれ報告書を提出している¹⁷⁾。

なお、上記③は、とくに個人投資家について、取得価額の計算を期待できないというものである。これは、納税協力が確保できないという懸念である。この懸念が、後述するように、申告分離課税方式に一本化する過程で、みなし取得価額の特例導入につながっていく。

3 平成9年12月金融課税小委員会中間報告

その後、平成4年（1992年）11月の税制調査会「利子・株式等譲渡益課税小委員会報告」では、源泉分離選択方式を当面維持する意見が多数を占めた。平成5年度税調答申（1992年12月）では、所得の把握体制の整備が不可欠であると指摘され、引き続き検討を深めるものとされた。

平成9年（1997年）12月の「金融課税小委員会中間報告」では、申告分離課税に一本化すべきだという方向が打ち出された。一方で、総合課税としない主な理由は、やはり把握体制が整っていないことにあった。報告から引用する（下線は増井による）。

「株式等譲渡益を幅広く総合課税とする場合には利子等も含める必要があり、そのためには納税者番号制度といった把握体制が必要である。当面、そのような把握体制が整わない下では、分離課税の枠組みの中での適正化を図ることが適当である。」

他方で、この報告は、源泉分離課税を廃止できると判断した。いわく、
「選択によるとはいえ申告分離課税の実績も積み重ねられてきており……取引情報が集まる仕組みがあれば、申告分離課税に一本化したとし

でも適正な申告を期待できる状況になっている。」

ここでも、取引情報をどこまで収集できるかが、株式等譲渡益の課税のあり方を決める上で重要な判断要素となっている。なお、この報告は、つぎのように付け加えている。

「申告分離課税に一本化されれば、対象取引について本人確認及び課税資料の提出が必要となることは言うまでもない。」

すなわち、申告分離課税に一本化する場合にも、把握体制の拡充が必要であるものとされた。

4 平成11年度改正から申告分離課税方式への一本化にむけての議論

その後、証券税制のあり方をめぐる最大の論点となったのが、申告分離方式への一本化であった。

平成11年度改正（1999年3月）によって、有価証券取引税が廃止された。同時に、源泉分離課税に関する規定は削除され、申告分離課税に一本化することになった。ただし、株式市場に与える影響を考慮して、源泉分離課税を平成13年（2001年）3月末までは適用できることとされた。

ところが、その後、投資家の一部に申告についての不安が見受けられるという指摘があり、株式の取得価額をどう把握するかが問題となった。そこで、平成12年度の税調答申（1999年12月）でも、政府に対し、十分な広報を行うことが求められた。

平成13年度の税調答申（2000年12月）では、申告分離課税への一本化を、既定方針どおり確実に実施することが適当であるとされた。そこでは、つぎのような意見を紹介し、各々に対し仔細に反論を加えている。

申告分離課税の一本化を実施すれば、申告に伴う事務負担感等から個人投資家の株式市場離れを招くおそれがあるという意見。

株式等の譲渡益が26%の申告分離課税であることは預貯金や公社債の利子が20%の源泉分離課税であることに対して取扱いの公平を欠くとい

う意見。

全ての金融商品に対して総合課税が行われるまでは申告分離課税への一本化を延期すべきであるという意見。

申告分離課税についても諸外国の例を踏まえて優遇措置を設けるべきであるという意見。

申告分離課税への一本化を行うことは需給要因等を通じて低迷している株式市場に影響を与えかねないことから、申告分離課税への一本化については当面延期することが適当であるという意見。

しかし、平成13年度税制改正（2001年3月）においては、厳しい状況を脱していない景気情勢や、株式市場の状況をふまえ、申告分離課税への一本化の実施時期を2年間延長した。すなわち、平成15年（2003年）3月末までは、源泉分離選択課税方式が存続することとされた。

平成13年（2001年）4月20日、自民党・公明党・保守党の与党3党は、「緊急経済対策に係る税制上の措置」を講ずることに合意した。その中で、保有期間1年超の上場株式等（長期保有上場株式）の譲渡益について申告分離課税を選択した場合、100万円まで課税しないという制度を創設することとされた¹⁸⁾。また、申告分離課税への一本化については、つぎのように合意された。

「申告分離課税への一本化の実施時期及び一本化時における税率の軽減、譲渡損失の繰越控除制度の創設等株式譲渡益課税のあり方について抜本的な見直しを行うこととし、引き続き協議の上早急に結論を得る。」

平成13年（2001年）7月6日、金融庁の「金融税制に関する研究会」は、「金融税制に関する論点整理」を公表した。申告分離課税への一本化については、つぎのように意見が整理されている（下線は原文のまま）。

「現行の源泉分離課税については、簡易な納税の仕組みとして必要との声がある一方、これまでの経緯やみなし譲渡益等の問題に鑑み、今後、申告分離課税に一本化することが妥当との意見もあった。その際には、申告課税の工夫、優遇等により、スムーズな移行を図るべきとの見解が

示された。

申告分離課税については、譲渡損の繰越し、税率軽減をすべきとの意見のほか、譲渡所得の把握に関して工夫が必要との意見が聞かれた。」平成13年（2001年）9月18日、税制調査会金融小委員会は、「証券税制等についての意見」を提示した。そこでは、つぎの方針が示された。

源泉分離課税を廃止し、申告分離課税に一本化すべきである。

源泉分離課税の廃止時期を出来る限り繰り上げることが適当である。

申告分離課税への一本化後は、株式譲渡損益間での損失繰越制度の創設を検討すべきである。

申告分離課税への一本化後は、100万円特別控除制度を廃止又は縮減した上で、長期保有上場株式の譲渡益に対しては、税率を原則として26%から20%に引き下げることが適当である。

なお、金融小委員会のこの意見には、つぎのくだりがあることに注意しておきたい。

「金融証券税制の構築に際し、納税者番号制度が存在しないことが、一定の制約要因となっていることは否定できない。納税者番号制度の導入に向けて、具体的な検討を促進することが必要と考える。」

5 平成13年10月改正による申告分離課税への一本化

平成13年（2001年）10月26日、「個人が株式取引で得た利益にかかる株式譲渡益課税の軽減を柱とする証券税制改正法」が国会で可決成立した⁽¹⁹⁾。そこでは、つぎのように措置された。

源泉分離選択課税は、平成14年（2002年）12月31日をもって廃止する。

上場株式等に係る申告分離課税の税率を現行の20%（住民税込みで26%）から15%（住民税込みで20%）に引き下げる。

上場株式等に係る譲渡損失を、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除する。

平成13年9月30日以前に取得した上場株式について、その取得費を、

平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることを選択できるようにする。

平成15年から平成17年までの間に1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率为7%（住民税込みで10%）とする（暫定税率）。

100万円特別控除の特例を平成17年12月31日まで延長する。

「緊急投資優遇措置」として、個人が平成13年11月30日以後平成14年末までの間に購入した上場株式等を平成17年から平成19年までの3年間に譲渡した場合には、その購入額の合計額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益を、非課税とする。

この改正につき、平成14年度の政府税調答申（2001年12月）は、源泉分離課税の廃止と申告分離課税への一本化が実現したことを評価した。また、税率引下げや、損失繰越制度創設についても、税調の意見に沿うものとして評価した。しかしながら、「緊急投資優遇措置」の創設や、100万円特別控除の適用期間延長、10%の暫定税率の設定は、小委員会の意見に必ずしも沿っていないとして、適用期限を限定することが適当であるとしている。

6 平成14年改正による申告不要制度の導入

2001年12月14日、自民党・公明党・保守党の連立与党は、「平成14年度税制改正大綱」で、金融・証券税制につき、つぎのように述べた。

「(1) 『貯蓄から投資へ』という資金の流れの構造改革を促進し、個人投資家の証券市場への積極的参加を促す観点から、株式譲渡益課税について、申告分離課税への一本化、税率の引下げ等を内容とする改正を年度改正に先駆けて行った。平成15年1月からの申告分離課税への一本化に当たり、申告になじみのない一般の個人投資家の申告負担を軽減すべく、上場株式等の譲渡に係る申告不要の特例を創設する。

(2) 現行の老人等の少額貯蓄非課税制度（老人等マル優）を障害者、母子、寡婦を対象とする制度へ改組するとともに、現在非課税とされている高齢者については、必要十分な経過措置を講ずる。

また、将来における総合課税を展望し、納税者番号制度の導入について、国民の理解を得つつ検討する。」

これをうけて、平成14年度税制改正において、特定口座にある上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例が設けられた（租税特別措置法37条の11の3）。

7 抜本改革から平成14年度改正に至る政策論議の総括

このように、株式等の譲渡益課税をめぐるのは、原則課税とされたのち、約15年を費やして、源泉分離課税の選択を廃止し、申告分離課税方式に一本化された。そのさい、大前提となっていたのが、所得の把握体制が整わないため、総合課税は実現不可能である、という点であった。

政府税調は、源泉分離選択課税制度の問題点として、つぎの点を繰り返し指摘してきた。

- ① 諸外国に例のない「みなし利益」へ課税するものであり、所得課税としてふさわしくないこと。
- ② 意図的な税負担調整が可能となること。
- ③ 課税に対する匿名性があること。
- ④ 個人住民税が非課税であることから適正化が必要であること。

これが、申告分離課税への一本化の理由である。改正の結果、上の問題点は大きく解決されるに至った。すなわち、①については、申告分離課税の下では、ネットの譲渡損益が課税の対象となる。また、損失繰越を認めることにより、ロスの扱いが整備される。その分、所得税らしくなるわけである。②については、課税方式の一本化により、意図的な税負担調整ができなくなる。③については、個人は株式等の譲渡損益を申告しなければならなくなるから、課税にする匿名性が排除される。④については、申告分離課税の下では、個人住民税も課税される。

もっとも、取得費についての特例が入ったことにより（租税特別措置法37条の11の2）、①や②について、なお問題が残されている。

まず、①について。個人の納税協力への配慮から、「みなし利益」への課税が特例として残された。平成13年9月30日以前に取得した上場株式について、その取得費を、平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることを選択することができる。この措置を選択する場合、10で買い付けた株を、120で売ったとしても、譲渡益は110にはならない。平成13年10月1日における価額が100であったとすれば、その80%相当額、すなわち80を取得費とすることができるからである。この場合、譲渡益は40(=120-80)にとどまる。これは、実際の譲渡益110よりもはるかに少ない。このような「みなし利益」に課税することにしたのは、実際の取得費を用いることを断念した結果である。

つぎに、②について。この特例のもとでは、選択が可能である範囲において、意図的な税負担の調整ができる。いま、ある人が90で買い付けた株を、120で売ったとしよう。このとき、上と同じように、平成13年10月1日における価額が100であったとすれば、その80%相当額、すなわち80を取得費とすることが、法文上認められている。しかし、実際の取得費は90であり、みなし取得費80よりも大きいから、このような選択は実際には行われぬ。つまり、実際の取得費と、みなし取得費とを天秤にかけて、譲渡益が小さくなるほうを選択することが可能になってしまう。このような税負担の調整は、株の取得費を記録している個人のみができることである。いうまでもなく、株の取得費を記録していない個人は、いくらで株を買い付けたかについて記録がないのであるから、このような意図的な調整を行うことができない。その意味で、この特例が本来想定している人には「みなし利益」による課税しかありえず、特例を使うべきでない人には実額とみなし利益額の選択が可能になる、という不合理な結果が生ずる。

これらの問題は、制度変更期における納税協力確保のためには、致し方ないところであるかもしれない。似たような規定としては、所得税法61条が、昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費について特例を置いている。租税特別措置法37条の11の2は、申告分離課税への移行に伴う1回限りの措

置と位置づけるべきであろう。なお、いうまでもないが、平成13年10月1日以降に取得した株式等の取得価額については、この特例はあてはまらない。

8 改善すべき点

3でみたように、申告分離課税への一本化に際しては、取引情報を集める措置が必要であるといわれていた。この点についての現行規定は、株式譲渡対価の受領者の告知や、支払調書の規定である。これらについては、なお改善すべき点が残されている。

たとえば、日本の投資家が日本の証券会社に注文を出し、その証券会社が、外国にある証券会社を通じ、外国の有価証券市場で注文を執行する場合を考える。このとき、所得税法224条の3第1項2号により、投資家は名前や住所を日本の証券会社に告知する。所得税法施行令343条1項により、投資家は住民票等を提示する。同344条により、証券会社は、名前や住所を確認し、確認に関する帳簿を保存する。そして、所得税法225条1項10号により、証券会社は税務署に支払調書を提出する。

この例ひとつをとってみても、論点が多い。その1として、投資家が虚偽の告知をしたらどうなるか。この場合については、罰則が置かれていない。利子や配当の場合には、所得税法242条4号が、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとしていることと、バランスを欠く。ただし、一般的にいて、刑事罰は発動しにくい。より軽く機動的な制裁の導入についても、検討すべきであろう。

その2として、投資家が告知をしなかったらどうなるか。これについても、規定が欠けている。この点、所得税法224条3項では、告知書を提出させた後でなければ支払をすることができないとされている。このような規定が、株式譲渡の場合には置かれていないのである。

その3として、証券会社が確認を怠ったらどうなるか。この場合においても、所得税法242条4号の罰則が及ばない。ただし、支払調書を提出しない場合や、偽りの記載をした場合には、所得税法242条5号の罰則が及ぶこと

になっている。今後は、本人確認をすることによって、証券会社にとっても得になるような措置を組み合わせることも考えるべきであろう。

その4として、外国の情報をどうやって収集するか。個人投資家の所得税に関する調査について必要があるとき、税務職員が、所得税法234条1項2号に基づき、日本の証券会社に対して質問検査権を行使する。多くの場合、日本の証券会社は、取引を行っている以上は、外国の証券会社との取引情報を有しているであろう。しかし、何らかの理由でそれが手元になく、さらに、外国証券会社から任意に情報提供を受けられないとき、どうするか。課税庁としては、外国証券会社に対する質問調査権の直接の行使はできず、租税条約上の情報交換によるしかない。

納税協力の確保のためには、これらの点につき、規定を強化し拡充することが必要と思われる。ただし、その際には、納税協力コストを軽減し、正当な事業活動を阻害しないための工夫が求められる。

9 おわりに

最後に、有価証券の譲渡所得課税に関し、納税協力の観点から大きな課題を3つ指摘する⁽²⁰⁾。

第1に、この分野は特に、取引の電子化が著しい⁽²¹⁾。納税協力におけるITの活用が必要である⁽²²⁾。

第2に、証券取引のグローバル化⁽²³⁾に、ローカルな課税が追いついていない⁽²⁴⁾。租税条約上の情報交換条項を拡充し、実定租税条約に徴収共助条項を挿入すべきである。

第3に、納税者情報の保護と手続の整備を図ったうえで、納税者番号制度について検討を進めること⁽²⁵⁾が望ましい。

注(1) 最判昭和43年10月31日訟務月報14巻12号1442頁は、譲渡所得に対する課税は、「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課

税する趣旨のもの」と解している。

- (2) 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』110頁(1996年, 初出1975年)は、「各国が原則として未実現のキャピタル・ゲインに課税していないのは、それが所得でないからではなく、それを捕捉し評価することが困難であるため、それに対して課税するのは実際的でない、という考慮からである」とする。
- (3) 岡村忠生「所得分類論」金子宏編『二訂版所得税の理論と課題』48頁および51頁(2001年)は、全ての所得源泉について未実現というカテゴリーがあるとしたうえで、物的所得分類と人的所得分類の2つの観点を提示している。
- (4) ただし租税特別措置法37条の15は公社債等の譲渡による所得を非課税としている。
- (5) 租税政策における自由の意義については、李昌熙「租税政策の分析枠組み(上)」ジュリスト1220号119頁(2002年)。さらに参照、谷口勢津夫「税法における自由と平等——ドイツ税法における実質的法治国家論の展開——」税法学546号203頁(2001年)。
- (6) 発生ベースの課税を論ずるものではないが、阿部泰隆「資産・取引の完全な把握と税制・福祉の総合政策」租税法研究27号71頁, 77頁(1999年)は、業として収入をあげる個人や法人に対して、金銭登録機または銀行取引などにより記録することを義務付けるべきであると論ずる。
- (7) David J. Shakow, Taxation without Realization: a Proposal for Accrual Taxation, 134 University of Pennsylvania Law Review 1111, at 1181 (1986)。
- (8) 木村弘之亮「ドイツ所得税法における所得概念——所得の人的帰属との関連において——」『波多野弘先生還暦祝賀論文集』125頁(1988年)、奥谷健「市場所得説の生成と展開(1)(2・完)」民商法雑誌122巻3号324頁, 4=5号575頁, とくに615頁(2000年)。
- (9) 谷口勢津夫「市場所得説と所得概念の憲法的構成——パウル・キルヒホフの所説を中心に——」金子宏先生古稀記念『公法学の法と政策・上巻』465頁, 477頁(2000年)。
- (10) <http://www.nta.go.jp/category/press/97/01.htm> (2002年3月20日訪問)。
- (11) 東京高判平成9年1月29日税務訴訟資料234号1809頁で控訴棄却, 最判平成10年6月16日—税務訴訟資料234号1717頁で上告棄却。
- (12) 東京高判平成14年1月23日未公開の事案では、「不動産譲渡に係る所得税は、

税務署において作成される事績書等の課税資料、譲渡所得を生じた納税義務者の氏名等を記載した譲渡者名簿に基づき、納税義務者に申告書用紙等を郵送して確定申告を促して徴税が図られていたところ、事績書等の課税資料は、納税義務者の転居先の所轄税務署長に送付されるが、その授受を確認する手続はとられておらず、課税資料の送付を受けた税務署において、これに基づいて譲渡者名簿が作成される前に課税資料が隠匿され、又は廃棄されると、譲渡所得の発生が事実上把握されず、納税義務者は、譲渡所得の申告をしないことにより、譲渡所得税の納税を免れることができた。」

- (13) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』1頁(2001年)の定義による。
- (14) 森信茂樹「証券税制を考える」国際税制研究7号72頁(2001年)、吉川満「今こそ本格的な証券市場活性化税制を」資本市場192号22頁(2001年)、大崎貞和「証券市場活性化をめざす『マイ・アカウント』制度の提案——公平でわかりやすく納めやすい証券税制確立のために」資本市場192号34頁(2001年)、野村容康「金融所得税制の抜本的改革に向けて」資本市場192号42頁(2001年)、田邊昇「資産運用の『タックス・マネジメント』あれこれ——(その9)金融庁の『金融税制研究会の論点整理』と『個人投資家のリスク・キャピタル供給のための税制改革(要望)』について」資本市場193号34頁(2001年)、森信茂樹「証券税制を考える——日本型二元的所得税の提案」税研99号10頁(2001年)、森信茂樹「21世紀の金融・証券税制を考える(上)(下)」資本市場195号4頁、196号4頁(2001年)、西本宣典「本格始動する証券税制改革(上)(中)」資本市場197号18頁、198号4頁(2002年)。
- (15) 金子宏『所得課税の法と政策』115—117頁(1996年、初出1991年)。
- (16) 清水治「所得税法・租税特別措置法(有価証券譲渡益課税関係)の改正」国税庁『昭和63年改正税法のすべて』322—323頁(1988年)。
- (17) 金子・前掲注(15)・196頁(1996年、初出1993年)。
- (18) 6月に法律が成立した。佐々木誠「緊急経済対策関連の税制上の措置等(租税特別措置法の一部改正関係(平成13年6月)等)について」税経通信56巻14号165頁(2001年)。
- (19) 白土英成「証券関連税制の改正について」税経通信57巻3号187頁(2002年)。
- (20) より一般的に、占部裕典「資料情報制度——現行制度の法的評価と今後の課題——」租税法研究27号71頁(1999年)が、多くの課題を指摘する。
- (21) 川島いづみ「電子証券取引と金融システム改革整備法」奥島孝康他編『社団

- と証券の法理』259頁（1999年），宮田慶一「証券取引のSTPを巡る動きについて」日本銀行調査月報1999年10月号，神田秀樹「証券取引の電子化」法学協会雑誌117巻2号267頁（2000年），佐藤浩司「証券決済制度改革への取組みについて」資本市場173号45頁（2000年），宿輪純一「決済システムを支えるソフト」資本市場192号52頁（2001年），宿輪純一「世界の決済システム改革の最近の動き——資金決済システムの進化が続く」資本市場193号47頁（2001年），吉川真裕「ヨーロッパ3大取引所の株式上場とヨーロッパ株式市場統合」証券経済研究35号1頁（2002年），福本葵「国債のRTGSの現状と課題」証券経済研究35号55頁（2002年）など参照。
- (22) 岩崎政明「有価証券のコンピュータ通信取引と租税法の対応——英米における新たな証券取引市場について」金子宏編『国際課税の理論と実務』304頁（1997），岩崎政明「電子商取引・電子有価証券取引に関する租税政策の動向（下）」ジュリスト1134号136頁（1998），高野幸大「電子申告」租税法研究27号16頁（1999年），佐藤英明「電子的メディア等による帳簿記録保存制度の課題と展望」租税法研究27号31頁（1999年），渡辺智之『インターネットと課税システム』（2001年）。
- (23) 江頭憲治郎「商取引における指図による占有移転」法学協会雑誌117巻2号147頁（2000年），青木浩子『国際証券取引と開示規制』306頁（2001年），氏家純一編『日本の資本市場』165頁（2002年）。
- (24) 増井良啓「租税制度の国際的調和——その規範的根拠と具体的道筋をめぐって——」社会科学研究53巻4号43頁（2002年）。
- (25) 金子・前掲注(15)・231頁（1996年，初出1994年）。

譲渡所得の課税

日税研論集 第50号 (2002)

平成14年5月31日 発行

定 価 (本体1,714円+税)

編 者 財団 日本税務研究センター
法人

発行者 長 縄 信 雄

東京都品川区大崎 1-11-8
日本税理士会館1F

発行所 財団 日本税務研究センター
法人

電話 (03) 5435-0912(代表)

印刷製本 (株)ろっぽう新社
